

二〇、労働手替局別に消遣所設置要求の件

理由 労働手替局に労働者が長時間にわたって勤務するに際して、労働者の健康を維持し、生活の安定を図るため、労働手替局別に消遣所を設置することを要求する。

二二、不良局舎新築促進の件

理由 労働者の健康と生産性を向上させるため、不良局舎の新築を促進することを要求する。

二三、身分的差別待遇絶対反対の件

理由 労働者の身分的差別待遇を絶対反対とし、労働者の権利を平等にするため、身分的差別待遇の廃止を要求する。

二四、住宅料支給の件

理由 労働者の生活安定を図るため、住宅料を支給することを要求する。

二五、義務使役料別途支出の件

理由 労働者の負担を軽減するため、義務使役料を別途で支出することを要求する。

二六、保険新集金カード改善促進並に強制募集絶対反対の件

理由 労働者の負担を軽減し、保険の新集金カードを改善促進し、強制募集を絶対反対とする。

二七、夏期勤務改正の件

理由 労働者の健康と生産性を向上させるため、夏期勤務を改正することを要求する。

二八、通信病院設置促進の件

理由 労働者の健康を維持し、医療のアクセスを向上させるため、通信病院の設置を促進することを要求する。

綱領 (草案)

労働者の権利を保障し、生活の安定を図るため、福利の増進を目的とする。

労働者の健康と生産性を向上させるため、労働環境の改善を促進する。

労働者の負担を軽減し、生活の安定を図るため、労働者の権利を平等にする。